

山田みやこの活動報告

令和4年11月21日(土)

栃木県地方議会女性議員連盟

2022年度第2回研修会「女性を取り巻く現在の法的課題」

講師 横山 幸子氏(弁護士)

県議会大会議場にて横山弁護士に講演をしていただき、自己責任と言い切れない男性優位社会における社会構造上からくる女性の困難の解決に向けて、法的な面と自治体の支援について私たち地方議員のできることを学んだ。



1) 家族法改正の動き

法制審議会での家族法改正の重要論点

- ・離婚の際、原則を共同親権とするのか単独親権とするのか。
- ・共同親権を認める場合に監護者の定めが必要。
- ・子の監護に関する規律の見直し。
- ・親以外の第三者による子の監護及び交流の規律新設。
- ・子の監護に関する手続きの規律の見直し。

※共同親権を採用すること、父母の双方が同じ程度子と監護することはイコールではない。子の意思の尊重、確認についての課題あり。DV事案への配慮が必要。

共同親権か単独親権かという議論よりも面会交流の問題点、養育費の問題点をまず解決すべき。

2) 養育費問題

○法制審議会仲裁法制部会の議論

国境を越えた執行力(シンガポール条約)に日本は未署名・未締結。

養育費について家族法制部会で議論が進まないことから仲裁法制部会に議論が振られ、ADR法上の認証紛争解決手続きにおいて成立した和解合意に執行力を付与し、養育費を対象とした。

※ADR法:裁判をすることなく法的なトラブルを解決する方法。例えば仲裁・調停・あっせんなど

養育費の問題は執行力の問題さえ解決すれば足りるものではない。執行が困難なケースでは執行力が付与されても解決しない。そのために公的支援の必要性がある。(養育費を取れない相手からどうすればとれるか、またそれに代わる費用の助成など)

3) 面会交流の問題

○面会交流の調停の手続き

子の意思確認が適切にされているか。場所の設定、連絡の困難、立ち合いの困難など実施のための障害あり。第三者機関がFPICのみの現状(栃木県では1ヶ所。※FPIC:弁護士等の専門家が関わる第三者機関自治体による安心安全な面会交流実施のサポートが必要。